

各種見守りサービスについて

【障がい者を対象としているサービス】

1 配食サービス

内 容：昼食又は夕食弁当をお届けするとともに、安否確認を兼ねたサービス
 対象者：介護保険の対象となる高齢者 又は 重度障がい者 のみの世帯
 助成額：300 円/食
 回 数：月～金（1日1回）

2 緊急通報システム

内 容：自宅の固定電話に装置を取り付け、緊急時に「非常ボタン」を押すことにより、119番通報されるもの。ペンダント式のボタンも付属
 対象者：①介護保険の対象となる高齢者のみの世帯
 ②外出困難な独居の重度身体障がい者

【その他の見守りサービス（参考）】

1 認知症高齢者等見守り支援事業

(1) GPS 端末購入費等の助成

内 容：行方不明となった認知症の方の居場所を特定する GPS 端末の導入費用を助成するもの
 対象者：要介護等の認定を受けている認知症の方

(2) みまもりあいステッカー及びみまもりあいプロジェクト

内 容：徘徊等により行方不明となった認知症の方について、発見者自身の個人情報を保護した状態で、安否情報を発見者から家族に直接電話連絡することができる。

対象者：要介護等の認定を受けている認知症の方

方 法：①家族が「みまもりあいステッカー（申請時に配付される）」を認知症の方の衣服に縫い付ける。

②認知症の方が行方不明となった場合、家族が専用のアプリに検索依頼する。

③登録されたサポーターが検索依頼内容を確認し、行方不明の方を発見した場合、ステッカー記載のフリーダイヤルにかける。

④ステッカー記載の ID 番号を入力する。

⑤家族に電話がつながるため、状況を説明する。

2 福祉電話事業（社会福祉協議会）

内 容：月曜日から金曜日までの毎朝（祝日及び年末年始除く）、福祉電話協力員が電話による安否確認を行うことで、孤独感の解消や急病等の早期発見につなげる

対 象：65 歳以上のひとり暮らし高齢者又は 65 歳以上の高齢者のみの世帯のうち、安否確認が必要であり、かつ事業の利用を希望する方

3 地域見守り事業（地区社会福祉協議会）

内 容：住み慣れた地域での安心した暮らしを支援するため、地域住民の参加と協力を得て安否確認等を行う

対 象：概ね 65 歳以上の高齢者等

「障害児の新たな移行調整の枠組みの構築に係る手引き」について

1 はじめに

- 移行調整が進まない要因として、調整を行うべき実施主体や行政責任が明確となっていない点等が指摘
- 関係機関の協力、連携がある一方、移行調整の大部分を施設のみの努力に頼っている場合も見受けられる。

2 県の役割

(1) 新たな枠組みによる移行調整の開始

- 「協議の場」の設置

【構成員】

本人、県、市、児相、入所施設、相談支援事業所、受入側施設、学校関係者、その他関係団体

- 「協議の場」における議論

15歳以上の移行対象者の現状を把握し、移行調整が難しいケースについては、「個別ケース会議」を実施。

- 市町村との調整の支援

保護者の居住地要件等により支給決定を行う市町村が異なるため、関係市町村に対し、居住地特例に係る丁寧な制度説明や情報提供を行う。

(2) 管内の状況把握、課題整理、調整

- 管内の状況把握調査

進捗状況把握のため、定期的に管内調査を実施し、「協議の場」に提示。

- 移行支援計画の作成依頼、回収

15歳以上の入所者について、移行支援計画の作成、定期的（半年に1回以上）な見直しを実施。

(3) 障害児入所施設の今後の方針の把握、調整

本人の意思を最大限に尊重し、本人にふさわしい成人としての生活の場への移行調整を最優先に進める。

(4) 次期障害福祉計画、障害児福祉計画への反映

地域資源が県全体としては足りていても、地域で不足する資源（強度行動

障害や医療的ケアを有する者の受け入れ基盤等)の必要性について、計画作成の議論の場に適切に反映させること。

3 市の役割

- (1) 「協議の場」への参画や必要な社会資源の把握等
必要な社会資源が不足する場合は、自立支援協議会や「協議の場」において問題提起等を行い、課題解決策を検討。
- (2) 管内の基幹相談支援センター、相談支援事業所等に対する周知、協力依頼
「協議の場」、「個別ケース会議」への参画、円滑な移行調整への協力を依頼。
- (3) 移行先決定後の給付決定等の対応
- (4) その他（18歳以上）への対応

4 児童相談所の役割

- (1) 「協議の場」、「個別ケース会議」等への参画、協力
18歳以上の入所者（過齢児）に関する関係機関からの情報提供依頼への積極的な協力。
- (2) 障害児入所施設における移行支援計画の作成支援
児童相談所が作成する「援助方針」の情報提供。

5 施設の役割

- (1) 「協議の場」への参画
移行調整に困難が生じているケースについて、検討を要請
- (2) 本人に対する意思決定支援、保護者との面談等
 - ・本人の状態像を踏まえ、成人後の希望する生活のイメージを話し合い、意思決定の支援を行う。
 - ・移行支援計画を作成し、その時々状況を記録
 - ・移行先の候補地に近い基幹相談支援センターに支援依頼
- (3) 障害福祉サービス等の活用等
ア ソーシャルワーカーの配置

- ・関係機関の「役割分担」と「期限」を明確にした進捗管理
- ・本人の状態像、必要な支援内容を明確にし、関係者へ伝える
- ・移行先を想定した施設内での環境設定

イ 成年後見等の活用

ウ 相談支援との連携

- ・体験利用の調整依頼
- ・本人移行後の丁寧なフォローアップ

(4) 現入所者への対応、施設の在り方の検討

- ・18歳以上の入所者と児童との生活の切り分け等

(5) 施設の今後の方向性の決定

- ・児者併設、児者転換の検討の際は、「協議の場」において議論

6 相談支援事業所の役割

(1) 「協議の場」への参画

移行困難事例に関する「個別ケース会議」への積極的参加及びグループホーム等居住の場や日中活動の場の選定に対する助言、調整等

(2) ケース会議等への参画

「個別ケース会議」以外にも関係機関が主催する会議への積極的参加

(3) 移行先の決定に向けた対応

- ・18歳以上の者は特定相談支援事業者が対応
- ・児童は基幹相談支援センターが対応

(4) 移行完了後の対応

- ・生活が落ち着くまで間、施設や児相と定期的に情報共有
- ・受入事業所等の後方支援